

◆書評◆

金美珍著

『韓国「周辺部」労働者の利害代表  
—女性の「独自組織」と社会的連携を中心に』

(晃洋書房 2018年 ISBN:978-4-7710-2944-6 5400円+税)



濱田 江里子

(千葉大学法政経学部 特任研究員)

本書は、1990年代以降の韓国において、大企業勤務で正規雇用の男性労働者を中心とした既存の労働組合に含まれない「周辺部」労働者が、いかにして自らの利害を代表する「独自組織」をつくり、労働運動を超えた社会的な連帯を生み出したかを描いたものである。本書における「周辺部」労働者とは、「非正規労働者、家事労働などインフォーマル部門の労働者、失業などにより労働市場の中心から排除されることによって経済的に不安定な状況を抱え、また労使関係においても不利な立場にある労働者」(1頁)を指す。そうした「周辺部」労働者の中でも本書は女性非正規労働者に焦点を当てる。そして彼女たちの組織化に向け、職場での交渉力を持つ労働組合に限定せず「職場と生活空間及び市民社会領域にまたがる組織」(24頁)としての運動体を「独自組織」と名付ける。

本書は第1章で先行研究の検討と分析枠組みを提示した。その後、全三部から構成される。まず第1部(第2章、第3章)では、本書が分析対象とする女性非正規労働

者がなぜ「周辺部」労働者であり、「独自組織」がどのような歴史的文脈に位置付けられるのかを韓国の労働体制と市民社会(第2章)、労働運動と女性運動(第3章)の関係から検討する。1987年の民主化運動を経て、韓国では大企業中心の内部労働市場と中小企業主体の外部労働市場の二重労働市場が形成された。企業単位の団体交渉を主とする労働組合は、ナショナルセンターの結成に伴い、労働者代表としての地位を確立した。だが、1997年のアジア通貨危機以降は労働市場の二極化が進行した。その結果、非正規労働者が急増したが、既存の労働組合はそうした労働者を十分に組織化できなかった。特に女性非正規労働者は男性非正規と比べ、専門性が低い臨時・日雇い職に就いている者が多く、低賃金かつ社会保障制度からも排除され、労働市場の「周辺部」に留め置かれた。

労働運動と女性運動の関係では、本書は女性非正規労働者の「独自組織」として韓国女性労働者会と韓国女性労働組合に着目する。韓国の女性労働をめぐる運動は、軍

事独裁政権に対抗する民主化運動と独裁国家の家父長制を擁護する保守的な女性運動への反発の二つの流れに端緒がある。1987年に発足した韓国女性労働者会は、組織形態としてはNGOであり、既存の労働組合の運動では周縁化されていた結婚や育児での離職や低所得女性の問題を取り上げ、法制化運動を主導した。だが、1990年代半ば以降、女性労働者の解雇や非正規が増加する中で、労働現場における交渉力を持たないNGOでは影響力に限界が生じた。そうした中で、1999年に韓国女性労働者会により女性のみの労働組合となる、韓国女性労働組合が結成された。女性による労働組合の誕生は、女性運動と労働運動の二つの領域の空白を埋め、「女性労働者自身が労働運動の主体となり、労働現場における女性当事者の利害を主張する」(104頁)上で重要な役割を果たすこととなった。

次に第II部(第4章)では、第3章を踏まえて二つの「独自組織」が組織化される過程と活動上の特性を分析する。韓国女性労働組合を結成する際には、韓国女性労働者会から人的ならびに財政的な支援があったため、両者が姉妹関係にあることは先行研究も指摘してきた。本書では両組織関係者への詳細なインタビュー調査と参与観察を通じ、「韓国女性労働者会は女性労働の政策化の専門組織として、韓国女性労働組合は労働現場の女性非正規労働者の当事者組織として」(142頁)、既存の労働組合から排除されてきた多様な女性労働者が主体的に声を挙げられるよう、連携しつつも、意識的に役割分担がなされてきたことを明らかにする。

続いて第III部(第5章、第6章)では、「周辺部」におかれた女性非正規労働者の利害が実際の政策にどのようにして反映されたかを非正規職保護法の法制化(第5章)と最低賃金の引き上げ(第6章)の二つの事例から考察する。その際に本書が着目するのは、「独自組織」・既存の労働組合・市民運動の間で結成された社会的連携である。どちらの事例においても、政治的志向性や組織の歴史的経緯、運動スタイルの違いを乗り越え、幅広い社会的な連携の形成に成功した。その特徴は、既存の労働組合による組織的な動員ではなく、市民社会からの資源動員やマスメディアを通じた世論喚起がなされた上で、公式な政策過程に「独自組織」が参加し、「下からの自発的な動員、社会の構成員としての責任感、連帯」(227頁)が生じた点にある。このようにして「周辺部」労働者の問題とされた非正規への待遇差別や賃金問題は、「労働者の『人間らしく生きる権利』や『社会権』」(226頁)の問題と位置付けられ、「社会における正義・公正の観点」(226頁)から裾野の広い運動を展開し、法制度の制定にたどり着いたのである。

本書の第一の意義は、社会的連携の視点から労働運動研究と社会運動研究を橋梁した点にある。その際、NGO(韓国女性労働者会)と労働組合(韓国女性労働組合)という組織形態が異なる二つの女性団体を分析し、女性労働運動に取り組む組織間の相互補完的な協力関係にも着目することで、労働運動と社会運動の連携をより重層的に描き出した。つまり既存の労働組合、女性非正規労働者の「独自組織」、市民団体と

いった多様な運動体間の連携だけでなく、「独自組織」間の連携も分析対象に含めることで、様々な業種に就く女性非正規労働者自身による主体的な活動と連携の様子が明らかとなった。著者が関係者への詳細なインタビュー調査と参与観察、丹念な一次資料の分析を通じて解明する、非正規労働者への差別待遇の是正が普遍的な権利保障や社会正義の問題として支持基盤を広げていく様子は読み応えがある。

本書の第二の意義は、政策過程に着目し、政策形成アリーナのインサイダーとアウトサイダーの側面からアクターの行動を分析した点にある。アジェンダ設定と政策決定、政策アリーナの内と外、それぞれの過程で労働組合、「独自組織」、市民団体がどのように協働し、非正規雇用がどのような問題として設定されたかを考察することで、各運動体の役割と連携の全体像を把握することが可能となった。そうすることで、先行研究が十分に目配りできていなかった、1990年代後半以降の韓国市民社会における社会的公正を目指す労働運動の様相と政策過程への関与について理解が深まった。

本書は非正規職保護法の制定と最低賃金の引き上げの政策過程を労働と社会運動のアクターに焦点を当てた研究である。だが労働政策の決定に関わるアクターは運動体だけではない。政治家や政党、行政関係者、そして使用者団体も政策過程に関与している。本書は政策過程における社会的連携の影響力を重視するが、政策形成のダイナミズムを把握するためには、労働組合や社会運動組織と利益を共有しないアクターとの間でいかにして合意形成がなされたのかを解明する必要もあると考えられる。

労働者の権利保障、人権を正面から打ち出し、その理念を多様な労働団体、女性団体、市民団体が共有しながら、運動を社会的に広げることに成功した本書の事例は日本への示唆にも富む。労働規制の底抜け化が進む中で、個別の運動体ごとの取り組みだけでは、非正規労働者の就労条件の改善は難しい。非正規労働者の就労条件を底上げすることは、正規労働者の労働環境やワーク・ライフ・バランスの改善にもつながるといふ共通認識を醸成していくことが日本においては重要になるのではないだろうか。

(掲載決定日：2019年5月29日)